

基発第 0218001 号

平成 16 年 2 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労働基準法第 32 条違反事件の司法処理上の取扱いについて

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 32 条については、第 1 項において「1 週間について 40 時間を超えて、労働させてはならない」と、第 2 項において「1 日について 8 時間を超えて、労働させてはならない」と規定されているが、今般、同条違反事件の司法処理に当たっては、同条第 1 項又は第 2 項の構成要件ごとに、総労働時間についてそれぞれに違法となる労働時間を評価し、該当する法条項により送致することとしたので、その旨了知の上、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

なお、本件については、法務省刑事局とも協議済みであるので念のため申し添える。